

議 事 日 程 (第 2 号)

平成23年3月3日(木曜日) 午前10時 開議(補正予算審査特別委員会)

日程第 1 ※補正予算審査特別委員会

議第2号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算(第10号)

議第3号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算(第4号)

議第4号 平成22年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算(第3号)

議第5号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)

議第6号 平成22年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

議第7号 平成22年度遊佐町介護保険特別会計補正予算(第3号)

議第8号 平成22年度遊佐町水道事業会計補正予算(第2号)

☆

本日の会議に付した事件

(議事日程第2号に同じ)

☆

出 欠 席 委 員 氏 名

応招委員 13名

出席委員 12名

1番	筒	井	義	昭	君	2番	高	橋	久	一	君	
3番	高	橋		透	君	4番	赤	塚	英	一	君	
5番	阿	部	満	吉	君	6番	佐	藤	智	則	君	
7番	高	橋	冠	治	君	8番	土	門	治	明	君	
9番	三	浦	正	良	君	10番	堀		満	弥	君	
12番	那	須	良	太	君	13番	伊	藤	マ	ツ	子	君

欠席委員 1名

11番 阿 部 勝 夫 君

☆

説明のため出席した者職氏名

町長	時田博機君	副町長	堀田堅志君
総務課長	本宮茂樹君	企画課長	村井仁君
産業課長	小林栄一君	地域生活課長	伊藤孝君
健康福祉課長	東海林和夫君	町民課長	渡会隆志君
会計管理者	本間康弘君	教育委員長	佐藤多嘉子君
		教育委員会	
教育長	那須栄一君	教育課長	菅原聡君
		選挙管理委員会	
農業委員会会長	阿部一彰君	委員長	尾形克君
代表監査委員	高橋勤一君		

☆

出席した事務局職員

局長 金野周悦 次長 今野信雄 書記 斎藤浩一

☆

補正予算審査特別委員会

委員長（土門治明君） おはようございます。ただいまより補正予算審査特別委員会を開会いたします。

（午前10時）

委員長（土門治明君） 3月2日の本会議において補正予算審査特別委員会委員長に指名されましたが、何分ふなれでありますので、よろしくご協力をお願いいたします。

本日の委員の出席状況は、11番、阿部勝夫委員が所用のため欠席、そのほか全員出席しております。なお、説明員としては町長以下全員出席しておりますので、ご報告いたします。

定例会から本特別委員会に審査を付託された事件は、議第2号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）、議第3号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議第4号 平成22年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第3号）、議第5号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第6号 平成22年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第7号 平成22年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第8号 平成22年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）、以上7件であります。

お諮りいたします。7議案を一括して審査したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声多数)

委員長(土門治明君) ご異議ないようですので、一括して審査することにいたします。

質疑に際しましては、簡明にお願いいたします。また、当局の答弁も同様、審査の進行にご協力をお願いします。

補正予算の審査に入ります。

13番、伊藤マツ子委員。

13番(伊藤マツ子君) 皆さん、おはようございます。私のほうから少しお聞きをいたしますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

一般会計の15ページをお願いします。衛生費の環境衛生費の節で11、需用費45万円の修繕料、それから14、使用料及び賃借料で5万円の斎場非常用発電機賃借料、それから15の工事請負費40万円、施設整備工事費、この辺の一連のところをお聞きいたします。

委員長(土門治明君) 伊藤地域生活課長。

地域生活課長(伊藤 孝君) お答えいたします。

需用費の45万円の修繕料であります。これにつきましては斎場の自動ドア、この部分が相当傷んでおりますので、管理をしていただいている業者から修繕が必要だということでありまして、この修繕のために支出する事業費であります。

14の使用料及び賃借料5万円につきましては、1月補正で斎場の施設修繕をお願いをしました。この部分につきましては、現在遊佐の斎場には自家発電がなく、停電のときに対応するために施設修繕を行ったわけでございますが、これは一時的なものでありまして、そのときに本来であれば補正をお願いしなければならなかったのですが、停電が発生したときに使用します発電機をリースでお借りをしなければならぬ現状であります。その部分の使用料であります。80kVAぐらいの発電機でありまして、この辺には酒田市の業者さん、それから庄内町のほうにもあるということでありまして、その業者さんとお話したところ、1回リースでお借りをしますと運賃とか使用料等を含めて5万円ほど必要だということでありまして、22年度分の3月いっぱい分としまして1回をお願いをしたいということになります。

それから、15番の工事請負費40万円の件でございますが、これにつきましては現在八ツ面川の管理につきましては集落のほう、近隣集落のほうから維持管理をしていただいていた河川の清掃等やっていたおるわけでございますが、草刈り等についてはそのような形でやっておりますけれども、八ツ面川のJ Rから西のほうにつきまして1集落から管理をしていただいておりますが、そこに相当土砂が堆積してございまして、これ以上自分たちではどうにもならないということでありまして、重機を入れて河川の浚渫をしたいということでありまして、その部分の工事費が40万円ほど必要だということでありまして、八ツ面川の浚渫工事という考え方です。

それから……それだけでよろしかったでしょうか。ということになります。

委員長(土門治明君) 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） それだけでいいですかと言われてしまいました。一括してその下もお聞きしてもよかったのですが、内容についてご説明いただきましたので、わかりました。

それで、修繕料については、斎場の自動ドアと、それからもう一つは発電機のリースというふうなことで、今まで発電機がなかったけれども、何もなくてよかったなというような感じがいたします。これ途中で使用されている人たちが万が一停電になったときは大変な状況が起きたであろうなというふうに想像すると胸をなでおろすような気持ちですが、その辺はわかりました。

それで、斎場には車いすがないのではないかというふうにして思うのですが、その辺どのようになっているのかということをお尋ねいたします。斎場を利用した人から、高齢者がどんどんとふえていっている中で、自分の家族が足が大変悪くてなかなか歩けないような状況があると、それで探したけれども、車いすがなかったというようなお話を聞きましたので、ぜひ、やっぱり車いすは必要なのではないかなと私も思いますので、車いすをやっぱり何台か設置をしていただきたいなというふうにして思います。この辺お尋ねいたします。

委員長（土門治明君） 伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） お答えいたします。

今委員の、伊藤議員の質問のとおり、確認をしましたところ斎場には車いすは配置されていないという状況でありますので、予算を措置をお願いをいたしまして配置をしたいというふうに考えます。私もその部分につきまして配慮が足りなかったことに対しては、配置をするようにしていきたいと思っております。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） ぜひ対応していただきたいなというふうにして思います。なかなか斎場に行く機会がないものですから確認はしていないのですが、話によるとトイレは車いす対応ができるのだというふうなお話も聞いております。できそうだというふうにして聞いておりますので、であれば、車いすだけ対応すればいいということになればそう難しくはないであろうというふうに思いますので、今課長から答弁いただきましたので、ぜひよろしくお願ひしたいなというふうにして思います。

この項は終わりますが、その下、17節の公有財産購入費380万円、マイクロ水力発電装置の取得費、この説明をお願いいたします。

委員長（土門治明君） 伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） お答えをいたします。

マイクロ水力発電装置の取得につきましては、現在遊佐中学校地内で実証実験をしておりますマイクロ水力発電の装置、これが2月で委託が、事業が終了いたします。そうしますと、あの装置撤去するという状況になっておりましたけれども、この発電装置につきましては実際動き出したのが6月ころからでありまして、この発電機の設置につきましても7月に設置をして8月ころから一応稼働したわけですが、この装置につきましては現在中学校の生徒さん方と一緒に環境事業の一環としても取り組んでいる状況でありまして、まだ半年程度しか稼働実績ありませんので、少しそういう観点からこのマイクロ水力発電につきましては環境事業の一環としてとらえていきたいというふうに考えております。

また、実際あそこのその使用電力につきましては、防犯灯、通学、スクールバスのところまでの状況が杉林の中を歩いていくという状況もありまして、そこのところを防犯灯で明るくしているという状況もありますので、そういうところから環境教育の一環と、それから実証実験のさらなる効果の状況を把握するために買い取りをしてその機器を有効活用したいということで考えております。その部分が買い取りの額が一式で380万円ということでありまして、ご理解をいただければと思います。

以上です。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 内容についてはわかりましたが、380万円のこの取得費ですが、これ取りつけるときにかかった費用と合わせると大きな金額かなというふうにして思うのです。それで、その辺のいわゆるこの金額の根拠、一括購入、一括でというふうなお話が、一式ですか、一式で購入するものだというふうなお話がありました。その辺の根拠というのはどのようになっているのか、どうなのか。今までいわゆる実証実験で活用してきた部分にプラスをして取得費としてなるのか、それとも実証実験とは完全に別枠でこれだけの金額というふうになっているのか、その辺どのようになっているのか、お尋ねいたします。

委員長（土門治明君） 伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） お答えをいたします。

この実証実験につきましては、現在714万円ほどの委託料を投じまして実証実験をやっているわけですが、日本環境企画株式会社の試算によりましてあそこに投下されている事業費、1,200万円ほどということでありまして。ただ、機械等につきましては、マイクロ水力発電機器、それを制御装置とかいろいろ、バッテリーとかあるわけですが、その部分が含めまして一応750万円ほどというふうな形になっております。それで、今委託事業の中では自分たちはその部分をリースである程度つないでいきたいという考え方で3年程度を見まして、もうこれから3年くらいの部分を見ましてという形でその委託事業の中には250万円ほどの内容を入れていたということでありました。残り500万円不足なので、500万円をいただきたいということでありました。買い取りをすれば、あそこに投下した事業費はこのぐらいなので、このぐらいいただきたいということでありましたけれども、交渉いたしまして700万円ほど私のほうでは実証実験のために投下しているという部分もありましたので、俗に言う事業費を値切りまして、380万円ということで一応、500万円という数字で来たわけですが、380万円かどうかということで、もう少しまけることできないかということで交渉しまして一応この額になったと。根拠としては、あの機械一式は750万円ぐらいするということとあります。

以上です。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 実証実験で活用されてきたものですので、いわゆる一定の期間利用してきたわけですね。それで、真新しいものを取りつけ、そういう意味ではよ、そういう意味では新しいものを新たに設置をして取りつけるというふうなことではないので、この時点で購入する場合は多少安くはないかなというふうにして勝手に解釈をしたものですから、それでお聞きをしてみました。言ってこれでも値切っていたというふうなお話もありましたので、了解しました。

次に移ります。16ページに移りたいと思いますが、農林水産業費の中で、農業振興費ですが、農業振興費の中で19節の負担金補助及び交付金ですが、この中で園芸用ハウス長寿命化緊急対策事業補助金350万円ほどの補正がされております。この内容についてお尋ねいたします。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） お答えします。

それにつきましては、一応県の事業の中の1つでありまして、園芸ハウスの長寿命化という形で申請の受け付けをしている部分であります。その中におきましても実際条件的なものがありまして、園芸ハウスを被覆更新する場合にはということで耐用年数が経過しているもの、本事業におきまして他の補助金を受けていないものという形で、それが事業費原則100万円以上という形の申請があったものであります。その中身を申し上げますと、パイプハウス全面更新が約10棟、それからパイプハウス補修が3棟という形で、総額1,060万円の補助率3分の1という形になっております。これにつきましては、ハウスの建てかえ分も含めてでありますけれども、主に対象作物といたしましては小玉スイカ並びに水菜を栽培している方であります。

以上です。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 内容についてわかりました。

その一番下にさくらんぼ産地強化対策事業補助金80万円がありますが、これもお尋ねしたいと思います。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） お答えをいたします。

これにつきましても県の事業の中の1つでありまして、さくらんぼ長期被覆施設整備支援事業という形の中です。これにつきましてもサクランボの産地化というのは内陸が主であります。遊佐町の中でもサクランボを産地化しようという形で取り組んでおられる方がおります。その方が一応ハウスを設置し、サクランボの事業を進めたいという形になっております。これにつきましても、先ほど申し上げましたが、3分の1の補助を受けまして施設を整備しようという形です。施設の状況を申し上げますと、施設の新設が1棟、それから防風ネット、風害防止1棟分という形になります。これにつきましても予算的に申し上げますと250万円が総枠の事業費であります。その3分の1という形で現在ここの中に計上しております。

以上です。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） それで、サクランボについては、何年ぐらいになりますか、数年前からこの町内の中でもつくっている人がおるようですが、今現状はどういう状況になっているのかなというふうにして思います。それは、内陸とはやはり気候的な違いがありますよね。そういう中で頑張って産地化に向けて対応したいというふうなことで頑張っているのだというふうにしては理解いたします。私も少しごちそうになったこともありまして、大変おいしかったのですが、ただそういう気候的な条件が違うところでどれぐらいのこの産地化に向けて対応できるのかなというふうな感じもいたします。風

が強いあるいは、塩害の心配はもしかしたらしなくてもいいのかどうなのかわかりませんが、その辺のそういうものを考えたときにどれぐらいまでできるのかなというふうな疑問を感じております。その辺はどのように見ているのか、伺います。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） お答えします。

一応私どもで確認している状況を申し上げますと、庄内みどり農協遊佐のほうで取り扱っている方という形で遊佐さくらんぼ研究会という組織があることになっているようです。その中で、現在の申請になっているのは3人の方が生産者という形で農協さんを通し販売をしているという形をとっているということ伺っております。現在の今の更新の、園芸の今のサクランボの被覆についても3人の1団体という形で申請になっているというような状況です。

以上です。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 3人の人が頑張ってくついているというふうなお話がありましたので、うまい方向、いい方向で少しずつ進められればなというふうにして思いますので。わかりました。

それで、関連になりますけれども、ことしの冬のこの大雪で、いわゆる果樹の農家の皆さんは、お話を少し聞きますとやはりこの大雪の影響が心配だというふうなお話を聞いております。

それで、その辺を町としては何か、こういう問題が出てくるだとか、こういうあるいは問題が出てきたとか心配されるような状況を把握されているのかどうなのか、お尋ねいたします。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） お答えします。

一応豪雪という形で対策本部を設けて遊佐町の中でもやっておりますけれども、県の山形県雪害対策事業という形で取り組みをやっている状況にあります。その中では、農業用施設の復旧支援という形である程度経費の負担を見るということの対象を見ているようですけれども、その中身申し上げますと園芸用ハウスの復旧経費補助という形で、対象は野菜の施設、花卉施設、それから桜桃関係の施設という形になっております。その中では資材購入費という形で補助対象がなっていると。ただ、中身申し上げますと、市町村を通じた間接補助という形で県が3分の1、町が6分の1というようなことになっておりますが、実際見ますと限度額、野菜、花卉、10アール当たり35万円という形になりますので、実際1棟当たり100万円ぐらいの事業費になりますし、10アール当たりということで面積換算になっておりますので、実際該当するにしても額が少なく大変ではないかというふうに思っております。ただ、町のほうで今回申請の状況も確認しながら、農協さんと相談しながらやっております。

以上です。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 今、農業用施設の補助についてはお話をいただきましたが、いわゆる今のお話はビニールハウス、そういったぐいのものなのかなというふうにして思います。それはそれで少ないかなというふうな感じは、課長もそういう認識をしているようですが、それはそれで、それは理解いたしました。そういうハウスではなくて、いわゆる直接的な例えば木の枝が折れて大変だとか、そう

いうところに対してはなかなか何も見えないようなのですが、その辺は、県はサクランボ等については多少考えているようですが、これ報道によりますとですね、でも例えば柿だとか、場合によってはリンゴだとか、そういった、ナシもつくっている人、販売しているかどうかわかりませんが、いるようですが、そういったところへの支援というのではないのではないかなというふうにして思うのですが、その辺いかがですか。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） お答えします。

先ほどの県の雪害対策の関係の中での補助の中にも果樹の棚復旧支援、それから補植用果樹苗木購入というような部分ありますけれども、先ほど議員の方もおっしゃったとおり、果樹等につきましてはブドウ、西洋ナシ、日本ナシとか、それから補助用具の苗木の購入につきましてもブドウ、日本ナシ、桃、桜桃、それからクリ、梅、スモモ、カキもありますけれども、なかなか町のほうに該当するようなものが受け入れができないということになっておりますので、その辺実際農協さんのほうの園芸のほうに確認しておりますけれども、現在まだ雪が解けた状態になっておりませんが、そういう状況の災害を受けたということの受けはしておりません。

以上です。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） この辺に対する支援を少し検討していただきたいなというふうにして思いますので、よろしく願いたいと思います。また時期が来たらいろいろ把握する部分が出てこようかなというふうにして思いますので、何らかの対策を検討していただきたいなというふうに思います。この項終わります。

それから、この項終わりますというか、もう一つ関連で申しわけないですが、これ朝日新聞の2月の23日に報道されたものなのですが、福島県の湯川村というところでゴパン購入半額補助ということをこれ個人に対して進めているというふうな報道がなされております。それで、これは大変ヒット商品なのだそうです。家庭用米の米パン焼き器というふうなことのようですが、それをゴパン購入、ゴパンというふうにして言われているようですが、それでこれに対する補助を町として個人にできないのかなというふうにして思うのですが、実は結構米粉パンをつくりたいというふうな声は結構あるのです。それで、高くてなかなか購入できないというふうな声も聞こえております。こういうところに何らかの形で、例えば先着何名様というふうな形ででもできればなというふうにして思います。これは5万円ぐらいするそうですが、この村では半額補助で2万5,000円の補助をしていると、こういう状況があります。これは、米の消費拡大としてこの村が進め始めたようであります。この辺どのようにお考えなのか、伺います。

委員長（土門治明君） 小林産業課長。

産業課長（小林栄一君） お答えします。

遊佐町としては、米の生産地でありまして、米の消費的なものも含めまして一応17万俵ぐらいが生産されておりまして、11万俵ぐらいが生協さんのほうに共同開発米的なもので支出をしておりますけれども、実際町といたしましては米の生産地であり、主食用としても米を食べていただきたいということの

気持ちが一番ありますが、実際今お話があったように米粉というのは最近消費者の中でもうたわれておりますし、家族の中でもうちの中でつくれるということが一番よいというようなことが言われておりますけれども、ただ値段的に5万円という形でありますし、実際その辺各地域並びに状況を確認して、対応できるかどうか検討していただきたいと思えます。

以上です。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） もう少し検討していただきたいなというふうにして思えます。

私は、いわゆる米の消費拡大の関係ですが、米粉もあります、よく、ああ、これはいいなと思うのは、韓国で米ジュースをつくっていますよね、あれはどうして日本で米ジュースができないのかなというふうにして思っているのですが、なかなかそこまで進めるというのはそう簡単ではないだろうというふうにして思えます。ぜひこのゴパンの購入に対しての半額補助ができればありがたいなというふうにして思えます。

そこで、教育委員会に少しお尋ねいたしたいと思えますが、教育委員会のその施設、例えば生涯学習センターのような場所にこういうものを1つ購入していただいて、そして住民の皆さんに、無料でもいいし、多少電気料ぐらいいただいてもよろしいのかもしれないし、そういう施設に少し置いていただいて、どういう反応が出てくるのか少し検討していただきたいなというふうにして思えますが、その辺教育課長からお尋ねいたします。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） お答えいたします。

当初の、来年度予算になるわけですが、この購入については正直言って検討していないという状況ではあります。ただ、生涯学習センターでいろいろな講座、教室なんか開いておりますので、例えば婦人団体連絡協議会の料理講習だとか、あるいは男性の料理講座とか、そういう調理、料理の関係についての教室も開いておりますので、まずそういうところで取り組めないかどうか少し検討したいと思えます。なおまた、そういう反応の中でどの程度普及になっていくのか、その後の活用も含めて見ていきたいというふうにして考えております。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） どのようになるかわかりませんが、ぜひひとつ検討していただきたいなというふうにして思えます。

それから……

委員長（土門治明君） 伊藤委員、あの……暫時休憩いたします。

（午前10時35分）

休

憩

委員長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前10時43分）

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） そろそろやめたほうがいいのではないかなということかなというふうな感じもしていたのですが、もう一点ぐらいお尋ねいたします。

しらい自然館、19ページのしらい自然館、社会教育費ですね、そちらのほうをお聞きをいたしますが、この需用費6万3,000円というのは何なのか、修繕料ですね、この辺お尋ねいたします。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） お答えします。

これは、しらい自然館のキュービクルの塗装がはがれておりまして、この塗装の修繕ということで、塗り直しということになります。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） それで、塗装がはがれたというふうなお話がありました。

そこで、少しお尋ねいたしたいと思います。あの施設は、私の記憶ですとたしか県木材、県産材ですか、を活用したというふうにして記憶をしております。それで、毎日見ているわけではありませんが、少し気になることがありました。それは、内部のあの板壁が白く粉がふいたような状況になっているのが大変行くたびに気になって見ていました。あるところで聞いたところでは、これは多分いわゆるその木が建てる時にきちっと乾燥していなかったのではないかと、そういうことはちらっと耳にいたしました。それが事実かどうか、多分そのとおりではないかなと私は思って見ていました。

それで、その辺の状況をしらい自然館のほうからかあるいは利用者からでもいいですし、あるいは教育委員会としても把握されているのかどうか、お尋ねいたします。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） ただいまのは、しらい自然館の体育館の関係ということでしょうか、それとも。

（何事か声あり）

教育委員会教育課長（菅原 聡君） 中の。中のほうでございましょうか。中のほうについては、今ご質問ございましたけれども、自然館のほうからは特にそういう報告はいただいてはおりませんでした。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） 入り口から入ると、もう入り口のあたりからそういう状況があります。それで、これ何だろうなと思って手でこすったら、手に白い粉のようなものがつくのです。あれは大変な、気になるような状況がありますので、仮にいわゆる乾燥が不十分だったとすれば、そのとおりであったとすればどういう対策ができるのかどうなのか。機械でも持ってきて乾燥させなければならないのかどうなのか。少し知識としては私は持っていませんが、あれあのままにはしておけないのではないかなというふうにして私思います。仮に壁に体をこすったりしたときは多分白く、洋服が白くなるのではないかなというふうな感じもいたしますし、あそこは宿泊施設というふうな形になっていますし、今までよく苦情が来なかったものだなというふうにして思うのです。何らかの対応が必要なのではないかなというふうにして思いますので、その辺その、あれ建ててから何年になりますかね、建てた業者も含めてやっぱり少しそういう業者との相談もしながら、何らかの対応を講じていただきたいなというふう

して思います。対応策があるのかどうなのかもちょっとわかりませんが、その辺のご検討をお願いしたいと思います。

委員長（土門治明君） 菅原教育課長。

教育委員会教育課長（菅原 聡君） お答えいたします。

まず、現状がどういうことであるのかをまず確認をさせていただきたいと思います。それで、その原因が何であるのかあるいはその範囲がどの程度であるのか、それをまず確認をしていきたいと思えます。そのことに対してどういう対策がとれるのか、これは実際の施工業者あるいは設計関係含めてその方面の詳しい方にお聞きをしながら対策ということについても検討しなければ、もし対応が必要であるということであればそういう形で進めていく必要があろうかと思えますので、一番利用者のほうには、そういうことがもし事実であるとすれば利用者の方々に影響のあるようなことでは困りますので、まず事実確認から入っていききたいというふうにして思います。

委員長（土門治明君） 13番、伊藤マツ子委員。

13番（伊藤マツ子君） まず、事実確認からやっていきたいというふうなお話がありましたので、ぜひその辺の確認をしていただきたいなというふうにして思います。私が、場合によっては私が心配をするほどのものでもないかもしれませんが、なければそれにこしたことはないのですが、どうもいつも、いつ訪ねてもそういう状態があるのが大変気になっておりますので、その辺の対応をよろしくお願ひしたいなというふうにして思いますし、その後の対応したいいわゆる業者との話し合いあるいは聞き取りも含めてまた何らかの形でお聞きをするかと思えますので、その辺よろしくお願ひを申し上げたいと思えます。

これで私の質問は終わりたいと思います。

委員長（土門治明君） これで13番、伊藤マツ子委員の質問は終了いたします。

4番、赤塚英一委員。

4番（赤塚英一君） それでは、私のほうからも少々お聞きしたいと思えます。

まず初めに、国民健康保険、特別会計のほうですね、7ページ、2項繰入金のほう、基金繰入金でございませう。今回6,700万円ほど基金のほうに繰り入れになっているわけですが、この基金の繰り入れのその理由とその基金の状況、この辺を少しご説明願ひします。

健康福祉課長（東海林和夫君） お答え申し上げます。

今回基金の繰り入れということで6,700万円計上させていただきましたけれども、主たる要因は2つございまして、1つは歳入のほうで、この基金に至るまで1款からいろいろ減額計上、中には若干増額というのもありますけれども、これらが平成22年分のそれぞれの款項目におきまして国、県、支払基金あるいは国保連合会、こういったところからの平成22年分の交付の決定通知、こういうのがございまして。それに伴って、当初予算、それから補正等を組みながらこれまで来たわけですが、最終的にその差額を精査しなければならないということ1つ。それから、歳出のほうを見ていただきますと、8ページになりますけれども、ここのところで歳出のほうの主たる要因としまして保険給付費、一般被保険者の療養給付費、さらには退職保険者等の療養給付費、いわゆる医療費なわけですが、これが3月の診療月から11月の診療月、いわゆる9カ月間の平成22年度における実績、これらを見ていきますと前

年度よりどちらも伸び率が1%を超しているというふうなことで推計をしまして、歳出のほうではこのような計上をしたところでございます。

医療費の総額は、このように前年度と比べるとふえる見込みになるのですが、実はその件数は逆に減になっているのでございます。その辺一定の推測でいけば、いわゆる少々風邪ぎみ等での医療機関への受診といったようなものは控える傾向にあったのかなと。つまり総件数が少なくて医療費総額が高いということは、1件当たりの医療費が高いということになるわけですので、そんな傾向があったのかなということ1つと、それから7款の共同事業の拠出金で保険財政安定化事業拠出金ということで、これはレセプト30万円以上に関しましてのいわゆる県内の各保険者が拠出をしながら負担し合う1つの互助会的な事業でございまして、そのほうも拠出としまして630万円ほどさらに追加をしなければならぬと、こういう歳出の事情、この2つが主な要因となっております。そういう要するにお金を捻出してかなければならないというようなことで基金をさらに取り崩させていただきたいということでございます。

基金につきましては、今回補正をお願いしてあるものを合計しますと1億3,300万円というような平成22年度の取り崩しになるわけですが、これは結果的には平成21年度の決算で1億円を超えた基金を実は積み立てたのでありますが、ほぼ同額払い出したということになります。したがって、20年まで積み立てておいた2億円を超えるほどの基金の積立金に戻ったと、戻ると、こういうような内容になります。

以上でございます。

委員長（土門治明君） 4番、赤塚英一委員。

4番（赤塚英一君） 基金の繰り出しの状況というのはご説明いただきました。

まず1つ、その中でこの医療給付、増加の傾向にあると、ただしその件数が増加ではなくて1件当たりの単価が高くなったのかなというようなお話だと解釈しましたけれども、確かにちょっとした風邪なんかで医療機関にかかる件数が減ったのではないかという分析なのかなと思うのですが、それ以上に高額な医療にかかる状況がふえているということは、健康管理という部分からすれば非常に今後増加の傾向にあるのかなとちょっと思っております。特に軽微な、ちょっとした腹痛だったり、ちょっと風邪を引いた、ちょっと頭が痛いくらいで医者にかかるということ、件数が減るということは、医療費全体から見れば非常に減ってくるのかなと思うのですが、そういう軽微な診療が減るということは、逆に見れば早期発見、万が一何か大きい病気を抱えているということを発見するには非常に難しくなるのかなと思うのですが、その辺のその対策、健康管理も含めた対策というものは健康福祉課のほうではトータル的にどのように考えているのか、ご説明願います。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） これは、委員おっしゃいましたように、直接的にはいわば検診実績をいかに上げていくのかということに尽きようかと思っております。こちらのほうも受診申し込みの取りまとめあるいは案内、重ねての受診勧奨の通知、こういうふうなことをベースにしながら実施しているわけですが、こういう傾向についても例えば医療費はおしなべて右肩上がり、カーブ的には若干ですが、来ているという状況がありますが、単年度、単年度で見ると実は21年度は前よりは

ちょっと下がったといったようなこともありますし、そういう意味ではその年、その年で一般論的につかめないやっぱり特殊な要素も加味されているというのもあろうかと思います。ただ、受診率の向上につきましては、こちらのほうはいろいろ特定健診にとどまらず各種がん検診あるわけですし、いろんな工夫をしながらその年、その年でプラスアルファの対策を立ててやっているところでございます。具体的な例を1つ、2つ申し上げますと、1つは大腸がん検診のほうは、これは庄内検診センターの管内におきましては大変パーセンテージは遊佐町の場合は高い位置を占めております。それで、受診者数につきましても、22年度については364人ほどの増という大幅な増になりまして、申込者と受診者のパーセンテージでいうと91.3%という非常に高い数値を得ております。これは、特定健診を受診する方に特に大腸がん検診を申し込んでいなくても検査キットを同時に送付をしまして、それで、そういう試みをしました。大腸がん健診というときのその受診が必ずしもすべていわゆる内視鏡を使用しての検診ということがカウントというふうなことではございませんで、そういう検査キットだけでも1つのカウントにされるというふうなことでもございますので、そこから精密検査という流れもあるわけですが、少なくともそういうスタートラインを拡大していこうというような試みあるいは未受診者の勧奨ということではこちらのほうも繰り返しはがき等の勧奨あるいは電話連絡なんかをしているわけですが、係のほうで少し内々に試みているのが22年度蔵岡地区におきまして試験的に3年間検診を全く受診していない方に個別にはがきで勧奨あるいは連絡を行ったということでございます。ただし、その結果が対象者は157人ということでありましたけれども、そういうことで受診をされた方というのは2人という数字になっております。この未受診者対策というのは、やはりいろんなまだやり方あろうかと思えます。こちらから通信運搬費に係るような対応だけでは今お示しました数値とほかの地区がそう変わるものではないのかなというふうに思いますので、そここのところに足を運ぶということも方策の1つになるのでしょうし、その辺の対応、対策についてはなおまた検討してまいりたいと、こんなふうに思います。

委員長（土門治明君） 4番、赤塚英一委員。

4番（赤塚英一君） この検診受診、検診のその受診率向上というのはやっぱり医療費を総体的に下げていくには非常に重要な事業だと思います。これは非常に取り組んでいただきたいなと思うのですが、いただきたいと思う割には私も検診の申し込みはしていないわけですが、実際のところ私も月に、ほぼ月に1回ですか、医者の方へ行ってまして、年に1回は非常にMRIだとか、そういうところも検査しているものですから、特別どうなのかなと思いつつ今まで受けていませんでしたけれども、やっぱりそういう方も中にはやっぱりいらっしやると思います。ただ、私を含めてそういう未受診者に対してその受診の重要性というのをやっぱり説いていかなければならない部分も多々あるのかなと思っています。その辺は私も気をつけますし、ぜひ担当者の方、大変だと思いますけれども、受診率の向上をお願いしたいなと願っております。

さて、今回その基金のほうで非常に減額になっております。トータルで1億3,300万円ですが、基金のほうから繰り入れしたわけですが、基金のほうもまだ2億円ほどあるのかなと思っております。将来考えれば基金に頼るのも、基金をもう少しふやしておかなければならないかと思うのですが、県や国が今回交付決定ということで大分減額なっております。国庫支出金の医療給付費負担金が約4,000万円ほどですか、減額になっていきますし、もろもろいろんなものが減額になって今回の繰り入れ

という形になったかと思うのですけれども、県や国のほうでこの減額したその理由といたしますか、その辺について説明を願います。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） お答えします。

これは、1つが事務処理の流れというものがございまして、それからイコール会計処理、こういのがまず前提にございます。一般的には年度内のことですので、年度内で、遊佐町という保険者が年度内で医療費の総額等を含めて要する費用、それに応じて、例えば医療費の給付費であれば一定の算出基礎があります、式がありまして、国の負担割合はこうこうということがあるわけですが、事務処理のフローの中でいくと3月31日の遊佐町の保険者としての経費でもって国、県あるいは支払基金等々の団体がそれをもって22年分はこうですよというふうなことには当然ならないわけですし、物理的に、そういう意味では前年度の状況やあるいは現年度でいけば上半期あたりのところの推移の中で被保険者数は何人に押さえるだとか、こういうふうな押さえ方をします。そういうことでそれぞれの団体の中でまた一定はじく、係数を使ったり、さまざまな指数を使ったりしてはじく最終的な交付額ということになるわけですが、その交付額が今回の補正に関連するようなことで昨年の11月あるいは12月あたりに通知が来るというふうなことになりますので、当然現年度における、先ほども申し上げましたが、町、保険者として要するいろんな経費を基礎数値としてはじくというようなことにならない、その乖離がまずあるわけです。当然そうすると、それでは最終的に3月31日でもって要した経費に基づく最終的な交付金等々はどうなるのかというのは翌年度のほうで精算をしまして、不足のときは追加交付があるわけですし、多いときは返還金というふうな形での対応になっていくと、このような流れの中で、国、県、支払基金等のやり方があるわけです。

それと、もう一つは、いわゆる保険者としてのこちらの当初予算の見立て方があるわけでございます。もちろん前年度実績といったものを見込んでの当初予算の編成を特別会計であってもするわけでございますが、なかなか被保険者数の押さえ方等々を含めまして、その国、県等々で大体このぐらいのところ今年度は交付金というのが算定されるのだなという近似値をはじき出していけばこれは理想的なのですけれども、その辺のところはやっぱり状況をつかむのが非常に難しいところもございまして、そういったところでの差額といたしますか、こういうのが減額、今回の場合は減額の幅が結果的には大きかったと、こういうふうなことになります。

以上です。

委員長（土門治明君） 4番、赤塚英一委員。

4番（赤塚英一君） いろんな事務的な流れだったりなのかと思うのですけれども、やはり単純に今回の補正予算のこれを見る限りでは、内容を見る限りでは医療費はふえているのに医療費にかかるその国の交付金、負担金といたしますか、交付金が減額になっていると、そのために基金を取り崩して充当しななければならないのかなと単純に思ってしまうわけなので、この辺の算出の仕方、非常に難しいものがあると思います。また、国の状況、県の状況もあるでしょうし、その時々医療費に、医療を受ける患者の数、状況、こういうのは多々あるかと思しますので、難しいとは思いますが、やっぱりその辺のその算出ですね、算出と、また日ごろのその県、国の動向きちっと把握できるような状況づくり

という内部的なものが必要になってくるのかなと思います。ぜひこの辺、今後遊佐町もどんどん、どんどんまた高齢者もふえていくということが、高齢者の率が高くなるということもあるわけですし、いろいろな形で医療費が増加する要因というのは含んでいるわけですので、会計のほうが困らないような形での運用、また試算のほうしていただければなと思います。この辺に関して、特段これについてどうこうということではないのですけれども、少し気になりましたので、その辺ぜひ、システム的なものもあると思います、お願いしまして私の質問は終わります。

委員長（土門治明君）　これで4番、赤塚英一委員の質問は終了いたします。

2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君）　私からも一般会計について伺わせていただきます。

一般会計14ページ、3款1項1目19節、負担金補助及び交付金18万1,000円の減額、老人クラブ活動費補助金と説明がありますけれども、この減額について伺います。

委員長（土門治明君）　東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君）　これは、22年度分ということで老人クラブのクラブ数あるいは会員数、これを把握しましたところ、クラブ数で55から49、人数で2,455から2,154人に減じているということによりまして、単価があるわけですが、掛けるそれぞれのクラブ数なり人数ということではじくものですから、そういうことで当初の予算よりは減額ということになるわけでございます。

以上です。

委員長（土門治明君）　2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君）　そうしますと、クラブの活動内容、活動、事業のやり方等に考慮なく、1つのクラブに対して人数割で補助金が交付されているということなのではないでしょうか。

委員長（土門治明君）　東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君）　委員おっしゃったとおりでございます。

委員長（土門治明君）　2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君）　そうしますと、その老人クラブの活動に対してはどのようにお考えでしょうか。

委員長（土門治明君）　東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君）　これは、基本的に自主団体でございますから、老人クラブ連合会あるいは単位老人クラブの皆さんがより自主活動を積極的に展開していけるような、そういうサポートをどのようにしていくかというスタンスで行政のほうは臨むということになろうかと思います。もちろん連合会の三役の皆さんと意見交換だったりあるいは県内のいわば先進的な取り組みはこうであるよという情報交換だったり、そういうこともございます。さらには、出前講座等々を含めての健康教室だったりあるいは介護の基本的な仕組みみたいなものだったり、そういうこともございます。さらには、ここ2年ほどはちょっと申し込みがなかったのですが、こういうクラブ数、会員数ではじいていくほかに、要素としてこういう活動を取り組むよという、これは県の単独事業なのですが、そういう補助事業を使ってやろうとしますとまた別に、別枠としまして、たしか10万円だったか、20万円だったか、そのぐらいの補助事業というのもございます。こういうのを活用して、私が1年目だったと思いますが、20年の

年は輪投げ関係の道具を購入しまして、クラブ活動費といったようなことでの経過もございました。そうということで、確かにクラブ数、会員数とも減じてはいるのですが、現の連合会長さんとはいろいろ状況もお聞きしたりしながら、会長さんなりにいろいろ町内に目配りをさせていただきながら奮闘されているように私としては認識しているところでございます。

以上です。

委員長（土門治明君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） なかなかこの老人クラブ減少なさっているようですけれども、やはり会長職というものがあまして、その会長職に値する人がなかなか見当たらない、そういう現象があります。その会長職に当たる方のこのあり方といいますか、責任を感じていろいろ苦勞なさるのかもしれないけれども、もう少し運営しやすく、自主的に活動するにしても行政でももう少し活動しやすくするような方法を考慮していただきたいと思えますけれども。私が少し聞いたところによりますと、先ほど一律の補助金、また先ほど事業によってはまた県からの補助金もあるというようなお話でありました、私のほうでもはなさか教室等を老人クラブでやっておりますけれども、そのやる地区に対して1つでやれば1つ、2つでやれば2つ、別々にこの予算的なものが盛られるのだというふうにお聞きしました。

それで、私は活動に対してまた違った形の補助金があるものと考えておりましたのですけれども、そういう活動に対しての補助金はないということではよろしいのでしょうか。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 活動に対してというふうなことになるかどうかはともかくといたしまして、実は先ほど来申し上げておりますクラブ数あるいは会員数、これらに応じて単価を掛けて算出するという、その総額の3分の1ずつを国と県と町が負担をしてという歳出総額になるのです。従来は基本的にはこれだけでありましたけれども、時田町長の政策判断によりまして、それプラスアルファということで町単独で20万円というものを21年度から実施はしております。それは、このところ確かに右肩下がりの組織状態になっているということもございまして、いわゆる要素的には組織対策費というような意味合いで20万円を町単独で交付はしております。これを老人クラブ連合会さんとしてどのような活動に生かしていくのかということは、こちらのほうから最初から縛りをかけるという、そういう内容は持ち合わせておりません。ぜひ活性化に伴うような活動をしていただくことによって現状維持あるいは少し、V字まではいかなくてもふやしていただければと、こんな思いで22年度も町単独の部分は実施をしているところでございます。

委員長（土門治明君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） 各地区によっては、健康づくりの指定集落ということで老人クラブの活動を報告されております。これ町全体の老人クラブの活動を広報などで流しているものはあるのでしょうか。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 特に定期的に広報の1面あるいは半面を使って老人クラブの活動を知らせするというようなケースはございませんが、老人クラブさんの機関紙といいますか、そういうも

のは、年に何回かは記憶はつきりしないですけれども、各世帯に配布されているのかなというふうに思っています。

委員長（土門治明君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） ぜひこれは全町にある老人クラブの活動を公に報告できる、町民に知らせていただくようにしていただきたいと思います。

次に、同じ14ページ、2項3目7節、賃金です。160万7,000円ほどの減額、保育士等雇上賃金という説明があります。これについてお願いします。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） お答えします。

この保育士等雇上賃金につきましては、たしか9月の補正で増額をお願いをいたしました。そのときの背景は、年度途中からの入所が想定されるというふうな中で、保育士の配置基準に基づいていくとやっぱり募集をして3人そろえないとその途中入所の希望を満たすことかなわないというふうなことで、3人分の賃金の増額補正をお願いしました。もう一つは、しかし募集はかけても3人が必ず来るという保証は途中なものですからないということもあって、町外委託のほうに同じぐらいの額を増額で補正をしたところですが。要するに保険を掛けたというような意味合いなわけですけれども、結果的には募集に応じまして応募されたのが1人であったというふうなことで、これはその後一月、二月、三月と経過してもなかなか1人から2人へふえていくということにはならなかったということでもありますので、残念ながら町外委託ということで合意していただいたケースもございまして。そういう意味では、増額した町外委託のほうはそちらのほうで間に合うということになるのですけれども、こちらの雇上賃金のほうは結果的には3人分お願いしたところが1人ということで、その差額等を含めたものを今回減じさせていただくと、こういうこととさせていただきます。

委員長（土門治明君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） それでは、現在途中入所に沿った配置基準に基づいて保育士の数は満たしているということでしょうか。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） はい、現在入所している児童に対応する保育士の設置基準は満たしているということとさせていただきます。

委員長（土門治明君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） そうしますと、この保育園の入園児は募集当時から常に年間に増員になるという入所、増員になるという見込みを持って定員があるというように伺っておりました。その途中入所することを見込んで3人募集になさったと。そうしますと、常にそれだけの人数は、3人を超えた人数の保育士というのは常に必要な人数ではないのでしょうか、伺います。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 今回の減額に伴う一連の流れは、4月の年度当初で入園、入所するその決定を下すのは当然それより前になるわけですけれども、その時点で途中からの入所ということが既にわかっておいて、そして入所の承諾をしているケースは当然あるわけですので、それは4月の段階から

そのような設置基準に基づいて用意するわけですが、そうではなくて全く4月以前の全体の入所承諾のことを判定するのは別に、いろんな事情の中で年度途中で家庭の何らかの環境変化に伴いまして急遽保育をお願いしなければならないという、こういうケースもままあるわけでございます。それは、やはり最初から何件だというふうにはなかなか押さえ切れるものではありませんで、それが例えば指折る程度のぐらいであれば4月で用意した配置基準でまだ間に合うということもあります。そういうものを超えるぐらいの年度途中から勃発する件数が多く出ると、どうしても町内の保育所で受け入れ可能にするにはつけ加えての募集をしなければならないと。そこで、募集しただけの応募がなければ町外委託というふうなことをお願いせざるを得ないと。こんな事態はやはりどうしても4月当初からは想定の中に入れてすべて対応していくということは物理的に困難なことではございまして、このような経過でございます。

委員長（土門治明君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） ただいまの説明ですけれども、予想外という人数、その場合に定員をオーバーし、保育士を募集してまで引き受けて保育園に入所させるというよりも、それは最初から外部に委託するとか幼稚園に行っていたとか、そういう方法を考えたほうが私はいいのではないかと思うのですけれども。例えばこの3人募集した場合3人保育士が来た場合、また4月からの人数でいくとしたらこの3人というのは解雇になるのですか。その辺の最初から定員をオーバーした園児を入園を許可することと、それからそれに対して保育士を雇うこと、そのことについて私は外部で間に合うのであれば外部に委託する、そういう方法をとったほうがいいのではないかと思うのですけれども、なぜそのようにこの定員をオーバーして保育士を3人募集してまで対応しようとしたのでしょうか。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 定員というのは3園で230人でございまして、定員の数で4月ではスタートすると、このようなことは基本的にはありません。それは、建物の面積あるいは町職員としての保育士の数、さらには雇上になるわけですけれども、有資格者としての保育士の数、それらをどのぐらいの人数でこちらが用意できるかということと、それから入所申し込みの人数はどのぐらいであるのかというこの大枠のところの押さえ方というのがやはり弾力的なことでやっていくのが実際の実情でございます。そうしますと、230人の定員ではこれは当然押さえ切れない現状というのは今始まったことではなくして、これまでもそのような経過でずっと来ております。そういうのが一つございます。

それから、途中から募集をかけるということについてはちょっと非効率的ではないのかなという趣旨のご質問でございましたが、その前に解雇をする云々かんぬんというのはそうではなくて、雇用すれば今の町の全体のルールに乗れば11カ月雇用というふうなことでございます。

それから、最初から町外委託をという、そういうお話でございましたが、やはり基本的には遊佐町に住所を要する児童でございますから、あるいは幼児でございますから、町の行政が責任を持って対応していくというのが当然のことながら基本姿勢かと思えます。まず、その努力を最初にやりながら、それでもどうにも物理的にそういう満たされる充足条件にないというような場合に近隣等々の自治体とのそういう委託、受託、これは酒田市のほうからも私どものほうへ委託をお願いというケースも当然ありますし、今4件ぐらいでしょうか、受託しているのが、というふうなことで、段階でいえばそういう受委

託関係は第2段階というようなことで対応していくのがやはり筋ではないのかなと、このように思っているところでございます。

委員長（土門治明君） 2番、高橋久一委員。

2番（高橋久一君） 私も以前途中入所を申し込んで断られたということで相談を受けました。しかし、今のお話を聞きまして、想定外の人が入所なさったということはすべての人に対して入所を許可したということなののでしょうか。その点1点。

それから、想定外の人数というのはどれくらいの人数だったのか。また、町外委託した人数というのはどれくらいいらっしゃるのか、伺います。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） まず最初に、町外委託の人数ですが、3月1日現在でいきますと合計で15人町外委託をしております。これは、単純に例年に比せばかなり多い人数ということになっております。

それから、年度途中と申しますか、どうもまだご理解いただけないようなのですけれども、その年度途中で勃発するというのは、それは全然予定していなかったけれども、予定というか、家族構成でいろんな変化が起きたりするわけです。同居していたけれども、別居するようなことになったとか、あるいはたまたま、探してはいたけれども、勤務できるような条件になったとか、あるいは転入してきたとか、さまざまその4月の時点では予測できないようなやはりケースがございますので、先ほど申しあげましたようにそれらをすべて4月時点から含めたような件数で、いわばそういうのを含めてということになるとかなり幅、幅の保育体制、人的体制をとるといふふうなことになるわけでございますが、その辺は経費等々を含めるとやはり、最初からぎりぎりということにはならないかと思っておりますが、やはり余裕といってももう多少のところというあたりでのスタートがやはり実質的な内容かと思っております。

それから、年度途中で入所を不承諾にされたあるいは承諾された云々かんぬんということにつきましては、これ一つ一つの個別ケースについてはちょっとこの場では言い切れませんし、数学の公式のように1足す1は2みたいにしてもちょっと言い切れませんので、その点をご理解いただきたいのですが、いわゆる保育に欠けるというふうなことで要件を満たしておってもやっぱり結果的に配置基準のほう、保育の人的体制のほうを整わなければこれは町の保育園で受け入れるということには物理的にはならないわけございまして、それは町外委託をお願いするというようなことで、通勤途中にないかあるいは比較的近いところはないかだとか、そういった園探しを当然していかなければならないわけですし。ただ、これは保護者のほうの状況にもあるわけですが、先ほど委員おっしゃられたように23年度からはそこに町内の幼稚園という可能性は、これはまたこれも個々のケースで、見てみないと、すべてでは幼稚園にやれるというものでないと思っておりますが、そこにまた幼稚園という要素も当然今度に入ってこようかと思っております。

以上です。

委員長（土門治明君） 2番、高橋久一委員。

2 番（高橋久一君） そうしますと、町外委託なされた15人に対しては、言いづらい言葉で言えば入所お断りしたというふうに理解していいのか。そういうことなのでしょうか、伺います。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） 非常に話し方が難しいところなのですが、それは、しゃくし定規でいえば、定員を超過したから断らざるを得ないという言い方も杓子定規でいえば成り立つのです、理論的には。だけれども、なかなかそういうふうには当然のことながらいかないのが、行政サービスの中での弾力的なソフトランディングをどこに求めるかと、こういうのが実情でございましょうし、そういう意味では町外の15人を最初からお断りして町外の園を探したと、このような経過ではございません。中には逆に最初から町外のほうへできないかと、こういうお願いのケースもあるわけです。そういったものもございまして、すべて同一の事情あるいは回答になるというようなことではございませんので、その点をご理解いただきたいと思います。

委員長（土門治明君） 2 番、高橋久一委員。

2 番（高橋久一君） 最後に、保育士の募集ですけれども、3 人募集して1 人だけしか集まらなかったということであります。これがもし4 月からの募集であれば集まった可能性があるとも思われます。

そうしますと、今回の募集はこれで締め切って、これからの募集はないということによろしいのですか。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） これは、平成22年度のいわば時期としては下半期を考えたときに、受け入れの人的体制をそろえるという意味では、その申し込みをすべて可能にするということでは当時3 人新たに必要だったということではございますので、その総数が23年の4 月1 日以降も同じように続くということではございませんので、そこはまた改めての考え方になります。

（「はい、わかった」の声あり）

委員長（土門治明君） これで2 番、高橋久一委員の質問は終了いたします。

9 番、三浦正良委員。

9 番（三浦正良君） 除雪費についてお伺いをしたいと思います。

2,800万円ですか、一般会計の17ページでございしますが、除雪委託料2,800万円出ておりますが、この件についてお伺いをしたいと思います。

委員長（土門治明君） 伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） お答えをいたします。

除雪費2,800万円の内訳でございしますが、今、この間お話ししましたように1 月段階で補正いただきまして、今除雪費につきましては5,500万円という数字になっております。その中で、2 月の途中まででほとんど使っておりますので、その後2 月になりましてから排雪作業といろいろ手だてをしました。そういうことから、本来であれば1 月の段階でもう少し除雪費をお願いしておけばこういうこともなかったのでしょうかけれども、ことしの雪は近年にない里雪型といいますが、降り方が尋常ではありませんで、毎日のように積もっていくという状況でありました。その中で、ちょっと見積もりが甘かったようではございますが、少し除雪費が不足する状況になります。2 月段階では5,500万円はちょっとクリア

してしまったという状況がありますので、この部分については皆さんに謝っていかねばならない部分かなとは思いますが、そういう中で排雪作業だけで1,000万円近くのお金が必要になっております。そういう観点から、除雪費につきましては2,500万円をお願いをしたいということで、8,000万円をお願いしたいということでもあります。2月の段階では8,000万円は使わないようございましたけれども、この予算要求自体が2月中に積算しなければならぬ部分もありましたし、また雪につきましてはいつこのように、きょうもきのうからきょうにかけてまた雪も降りまして除雪もしなければならぬという実態もありましたので、そういうことからちょっと見通しがつかない状況でありましたので、一応2,500万円をお願いをいたしました。

それから、もう300万円につきましては、現在集落のほうに除雪の協力をいただきまして、集落内の除雪を区長さんを通してボランティアの方々から除雪をしていただいております。それに対しまして支援金を出して対応するというので、実は今は1集落3団体、1団体1万円ということでガソリン代程度、燃料費程度という形をお願いをしておりましたけれども、1月の19日に豪雪対策本部を設置しまして、その段階でこれでは集落でも対応できないのではないかとという観点から、1集落5団体、最高で1団体につきまして2万円ほどまず上限として支出しなければならぬのではないかと、ことしの場合は例年と違いまして除雪回数も多くなっているようですし、路線も長いような状況になっておりますので、それを勘案してという形でありました。昨年につきましては100万円ちょっとの協力費でありましたけれども、100万円近い、九十何万円でしょうか、そういう形でございましたけれども、ことしにつきましてはそういうことはちょっと除雪の中でも対応し切れなくて区長さんをお願いをして、もう、団体ふやしてもらえないとか、路線を延ばしていただけないとかいう形をお願いをしておりました。そういう観点から今回一応300万円を措置させていただいたということでもあります。ちなみに、今は54団体の……ちょっとお待ちください。百六十幾らだと思ったのですが、ちょっとお待ちください。数字……

（「146万」の声あり）

地域生活課長（伊藤 孝君） 146団体ということでありまして、それで1万円といたしますと150万円程度で済むわけでございますが、今言いましたように1集落5団体まで、そして上限2万円ということにしておりました。ただ、2万円につきましては、すべての団体に2万円をやるという形ではありませんで、実績の内容に応じてというふうに考えておりますので。ただ、54集落につきましては、今ちょっとまた集落の区長さんをお願いを、確認作業をさせております。この部分についてはふえる可能性がありますので、現在の段階で申請いただいたのが54集落であります。今区長さんに確認をして、今協力いただいている部分につきましては軽トラック等で除雪を、排雪をしたり、そういう部分につきましてもまず支援金として出したいということをお話しておりますので、この団体につきましてはもっとふえるのでは、最終的にはふえるのではないかなと思います。その措置として一応300万円を措置したということで、2,800万円をお願いしたいということでもあります。

以上です。

委員長（土門治明君） 9番、三浦正良委員。

9 番（三浦正良君） ことしの豪雪と申しますか、大雪は本当に17年からあのとき以上の大変なご苦労だったのかなというふうにして思います。担当の地域生活課の皆さんも本当にいろいろご苦労しながら頑張っていたのかなというふうにして思っておりますし、また今話しされたように各地域、集落のボランティアの方々も本当に自分たちの生活道路を自分たちでできるだけ除雪をしようというように思いでそれぞれの地区で頑張っておられたのかなというふうにして、私自身も町内いろんなところを除雪状況を見ながら回らせていただいたことがあるのですけれども、本当にこういう行政と地域との連携が非常にことしの豪雪をうまく乗り切ったのかなというふうな思いで見えておりました。

ところで、今この話のように5団体に対して2万円、今までは3団体に対して1万円で、その辺のところうまく使われているということがあるのですけれども、一生懸命に生活道路の除雪をしているところは結果的に1団体2万円の除雪の補助金というんでしょうか、そういうものがガソリン代にも、ガソリン代よりも少なくなったというのは結構あるように聞いているのです。せめてこの点のところは地域のボランティアの方々が一生懸命やっておられるわけですので、最低ガソリン代と申しますか、そういうのくらいはぜひこれからも見ていただけるような対策も必要なのではないかなというふうに1つまず思います。

それから、除雪機の機械の件ですけれども、どうしてもうちの遊佐町は、県のほうからの中古の機械を大きいやつを結構持っておるのですが、その辺の除雪機の入る道路と大型が入れない道路との使い分けがなかなかこれからの課題ではないかなというふうにして思っているのです。大型がどうしても幅の狭い町道には向かないというようなこともありますので、その辺の対策をこれから、一生懸命皆さんが頑張っておられるわけですので、現場としてのとらえ方と申しますか、これからの対応についてどのようにこの豪雪に対して感じられたのかをお伺いをしたいと思います。

委員長（土門治明君） 伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） お答えいたします。

除雪機の配置につきましては、今議員さんがおっしゃられましたとおり毎年一応更新をいたしております。であります、町の場合は雪寒路線というふうに基づきまして、そこに対しまして除雪機械が何台必要かという形での補助対象であります。なものですから、今まで除雪機械がフルに整備できないという状況で推移をしております。そういう観点から、県から払い下げを受けたり、そういう形での除雪機械が多くありますし、それからもう一つは耐用年数が過ぎた除雪機械を一応更新をするということで新しいものにかえて、その耐用年数過ぎたものについてはまだ修理をして再度使っていくという形で今配置をしているのが最終的に14台でありましたでしょうか、そういう形になっておりまして、そのほかに業者さんからお借りをして、除雪機械をお借りをしてやっていて、現在23台で対応しております。その中には歩道除雪機械がロータリー2台措置されておりますし、22年度につきましても8トン級の、中型と申しますか、そういう形の除雪機械を22年度では導入をいたしました。購入をいたしました。そういう形で、集落内にも対応できるような機械を今購入する計画でおりますし、また23年度につきましてもロータリー除雪車、歩道用と併用できるような形の部分を購入しようかなと思っております。そういう形で、ことし実は除雪に入る前に職員と決めた部分につきましては、まず1つは生活関連道路、1次路線と申しまして、通勤、通学に使う路線です。1級路線、そういう形。そして、2次路線

といいますと、集落内の主要道路部分を2次路線といっていますけれども、1次路線に通学路、小中学生が使う通学路につきまして、それは積極的にやるということで、それは全部をやるのだという基本姿勢を整えて県にもお願いしましたし、国のほうにも働きかけをして、通学路についてはお願いをいたしますという形と町でできる部分につきましては県の管理であります345号につきましても町でやるのだということで、通学路につきましては積極的にやるということで、ことしはそういう方針を立てて除雪に向かいましたので、そういう観点から機器につきましてもそれに対応できるようなものを今後購入して整備をしていかなければならないのではないかなというふうな基本姿勢で迎えたいなと思っております。

それから、もう一つは集落内の支援でありますけれども、これにつきましても実は除雪機械が相当優秀な機械が出ておりますので、そういうものを町で購入をして貸し与えて、その大きい集落については対応できないものかなということでも今ちょっと考えております。これにつきましては、来年やるという形ではまだ煮詰まっておりますけれども、そういう考え方をつけて実は大きい集落の区長さんにはちょっとお話をしております。そういう受け入れ態勢できるかどうか、そういうものがあればそういう対応で少し個人も除雪できるような、歩行用の除雪機械を購入をしてという形も考えられるのでは、姿勢としてですよ、今すぐやるということではなくて、そういう方法もあるのではないかということで、やはり除雪につきましては今までは1次路線、2次路線をあければよろしかったのですが、今までそれだけ住民の要望が、戸口からですので、すべての路線を一挙にあげなければならないというような、そういうふうな需要が出ておりますので、そういうふうな部分にどうこたえられていくか、それがこれからの行政に与えられた課題ではないかなというふうに思っておりますので、その旨については今事務局段階でそういう方法もあるのではないかということでは考えておりますが、機器につきましては基本的にはそういう形のロータリー除雪車、そういう小型のロータリー除雪車を取り入れて歩道を重点的に抜ける。ですので、ことしは、歩道につきましては5時だったのですが、5時から出るというのが基本だったのですが、それが3時ころからフル活動していただいております。ですので、歩道除雪をしていただく2つの業者さんにつきましては3時ころから稼働していただいたのが実態でありますので、そういう部分を少しでも期待を多く持てばそういう部分も解消できるのではないかということで、23年度につきましては歩道除雪車を購入をしたいということで、そういう形での配置を考えていきたいということで計画は組んでおります。

以上です。

委員長（土門治明君） 9番、三浦正良委員の再質問を保留し、午後1時まで休憩いたします。

（正 午）

休

憩

委員長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後1時）

委員長（土門治明君） 9番、三浦正良委員の再質問を保留しておりましたので、9番、三浦正良委員よりお願いをいたします。

9番、三浦正良委員。

9番（三浦正良君） 先ほど課長からいろいろとご説明をいただいたわけなのですが、その件でちょっとお伺いをしたいと思います。

生活道路といいますか、村の中とかいろいろなそういうところあるいはひとり暮らしの老人家族だとか、そういうふうなところを除雪をしようというようなことで、去年だったか、先おととしだったか、マイタウンの事業でうちのほうのグループの方々が1台除雪機の補助をいただいて、その除雪機が非常にことは役に立ったというのでしょうか、そういうこともあるのですが、先ほど課長の答弁の中に大きな集落の中で例えば除雪機なんかを貸与したりしてやれたらこれから役に立つのではないのかなというようなお話があったかと思うのですが、その件を地域の集落の方々があるいはグループの方々が協議をしながらマイタウン事業を使っていくというのも1つの方法ではないかなというふうにして思いますし、それから除雪機の機械の種類のことをちょっとお伺いしたいのですが、大型のほうは結構今大体そろっていると思うのですが、特に23台のところの大きいほうあるいは中型、小型、小型の件はこれからも買い足していきたいというような方向のような説明をいただいたと思うのですが、具体的などのくらいの台数だとか、このくらいのものがあれば計画があるいは除雪がスムーズにいくのかなというようなところを教えていただければありがたいと思います。

委員長（土門治明君） 伊藤地域生活課長。

地域生活課長（伊藤 孝君） 先ほど話した部分につきましては、まだ町として方向性を定めたわけではありませんので。そのような考え方もあるのではないかということでありまして。ただ、今、実除雪の体制、そういうものはどうしても今後必要になってくる状況であります。そのためにはやはりそういう町として機械を貸与してやる方法もあるのではないかなと。実はやはり大きな集落でありますと小路多く持っておりますので、そういうところ。ただ、今考えている部分につきましては、トラクターの耕運等利用してやる除雪機械もありますし、また自走で新庄市さんとか尾花沢のあたりで使っている200万円近くする機械もあろうかと思えます。ただ、そういうものにつきましては非常に危険な、操作上危険な部分もあるものですから、体制を整備してからでないとは方向性はつけられないのではないかと考えておりますので、今そういう受け入れ団体がありそうかどうかを今ちょっと区長さん方にお話をしている状況であります。大きい集落の区長さん方に配置をしてお話をしている、その中で少し詰めたいたなど。そして、詰めて町の方向性ができれば振興計画にのせて実施をしていくという、そういうシステムで考えなければならぬのかなと、今考えている状況ですので、まだ具体的にこういう方向でやりたいという部分のまだ試案は出ておりません。ですので、考え方としてこれから集落のほうにお願いするとすればそういう流れが必要かなと。今集落のほうでもやっている状況を見ますと、トラクターの排土板、後ろに排土板をつけて除雪をしていただいていることもあるようですし、また業者さん、集落にいる業者さんが持っている除雪機械のような機械をお願いをして対応している部分も実態はあるようですので、町としてどのような形で支援できるのかを少し考えていかなければならぬ時期に来ているところなのかと、今考えている状況ですので、今後どのような形になるかはちょっとまだわかりませんが、

そういう考え方のもとに除雪体制を確立していかなければならないかと、今までの除雪だけでなく、そういうところまで踏み込んだ体制づくりは必要ではないかなと、やはり皆さんとの行政でやれる範囲内、それからこの地域の方々からバックアップしていただく部分とを考えながらやっていかなければならないのかなということでお話したので、まだ詰まっている状況ではありませんので、ご了解をいただければと思います。

委員長（土門治明君） 9番、三浦正良委員。

9番（三浦正良君） 今の話のように前向きに取り組んでいきたいという思いは十二分に感じさせていただいたのですけれども、ことしも豪雪対策本部ができたわけですので、その対策本部の締めくくりとしてこれから対策、除雪対策をどのようにやっていけばいいのか、この辺をしっかりと対策本部の方針としてあるいは行政の方針として今課長も大切なことをおっしゃられたのかなというふうにして思いますので、この辺をこれからの課題としてしっかりと取り組んでいく豪雪対策本部の方向をこれから期待をしてこの項を終わりたいと思います。

これで質問終わりたいと思います。終わります。

委員長（土門治明君） これで9番、三浦正良委員の質問は終了いたします。

12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 私からも二、三質問したいのですが、なかなか私のほうから質問する所管内容や項目が数少なくなっていて、少し重複する面もあろうかと思いますが、質問をかえて質問しますので、よろしくお願ひしたいと思います。

まず最初に、登山道のこの刈払委託料についてお伺ひしたいのですが、この今刈払いやっている登山道は何本の道路あるか、それもお聞きたいと思います。

委員長（土門治明君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

県から委託を受けて町が行っている登山道の刈払いは、10路線、距離が56キロでございます。

以上です。

委員長（土門治明君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） まず、私、それに関連になりますが、今吉出山の岩石採取、これが行われていて、去年、おとしあたりから万助道路といいますか、その登山道の入り口のところがそれがなくなっていて、今その道路、入り口から真っすぐ、林の中から真っすぐ登っているような状況です。それはあるのですが、非常に危険な状態でありまして、私が山に何回か行っているのですが、非常に転ぶと大きなけがをするような状況の今石がごろごろした状態で、かなり急な坂道になっています。この辺をやはり、まだやっぱりあの万助道、道路は非常に景観がよくて、もみじなんかのときは非常に楽しめる登山道であり、また飲み水も豊富なところでもあります。そういうことですが、まずあのままにしておくとかかなり危険な状態ですので、その辺ちょっとこの山道ではいいのですが、もう少しここに足すれば大丈夫というような状態のやっぱり山道にさせていただければなと思っています。本当に今危険な状態ですので、ころんと転がればもう必ず転ぶ状態、そのような山道になっていて、またその何ていうかね、細いロープみたいのが片方にやっていますが、それに頼るような、頼りになるような口

ープでもないので、ここまでだよというような感じか、そんな状態です。非常に危険ですので、あの辺見ていただいて、やはりけがしてからだと大きなけがになると思うので、ひとつその辺少少こう、山道でいいのですが、危険でないような山道にしていただければと思っておりますので、その辺お尋ねします。

委員長（土門治明君） 村井企画課長。

企画課長（村井 仁君） お答えいたします。

ご指摘の登山道につきましては、ご存じのとおり車の、林道を通って車が終点まで行くことができるのですが、そこから先のいわゆる登山道につきましては、この間の吉出山の開発のときに最初の段階でつけかえをしているところになります。そのつけかえをして新たなルートになったところが委員おっしゃる危険な登り口ということだと思いますので、あの先はまた旧来の登山道であります林の中の落ちついた登山道になりますので、あの部分だけつけかえをして整備をされていないという意味でお聞きいたしましたので、つけかえをした当事者であります開発業者に対する指導を県を通じて行ってまいりたいというふうに思います。

委員長（土門治明君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） まず、そのようにできるだけ早く、雪消えればまた利用者があるところ結構通っていると思いますので、私は、登るときはまあまあいいのですが、下るとき非常に危険な状態ですので、ひとつ、かなり急でもありますので、その辺手すりをちゃんとやるのか、まず応急手当てやっていただければありがたいと思います。この項はこれで終わります。

次に、今の選挙費、選挙費のですね、11ページの総務、県委託金の中に参議院議員の通常選挙費委託とかとありますが、そこでちょっと、選挙管理委員長さんきょう出席ですね、それでちょっと今県議員の選挙あるわけです、今。今月中に看板等が設置されると思います。そのことでちょっと選挙管理委員長にお尋ねしたいのですが、実はこの間私のほうに建設組合から材料の委託がありました。それで、今まではラワン合板のタイプワンというのは完全耐水のやつ使っているのですよ。でないと、やっぱり長い時間になると雨風があつたりでびどつたりする場合もあるものですから、今までは完全耐水ということで接着剤の強いやつ使っています。それだと大丈夫で来たのですが、実はこの間県産材を使った杉の合板というのがちょこっと出てきたのですよ。それは私のほうで取り扱うのは初めてなのですが、それが値段もやっぱりラワン合板より高くて。ただ、私心配するのは、その雨風になつたりすると果たしてちゃんとしているのかどうかという心配もあるのですよ。その辺、今選挙管理委員会のほうに県のほうからそういう指導はあるのか、ないのかお尋ねしたいのですが、いかがでしょうか。

委員長（土門治明君） 尾形選挙管理委員会委員長。

選管委員長（尾形 克君） お答えさせていただきます。

ポスター掲示場につきましては、一括してこれまでは業者のほうに委託をしておりますので、その材料とか、そういったものにつきましては格別の制限はないと思いますけれども、その内容等につきましては書記長のほうから具体的なことわかれば答弁させていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

委員長（土門治明君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答え申し上げます。

ただいま委員長のほうからありましたとおり、業者の皆さんのほうに一括してお願いをしているという状況でございますが、材料については近年リサイクルに回せるような材料の検討も含めていろいろな看板の設置がございますけれども、ただいま委員のほうからご質問ありましたような材料的な部分については特に県からも指導的なことは、要請的なことはございません。町としても委託する業者の皆さんと協議をして、適切な材料をもって設置をしたいと考えてございます。

委員長（土門治明君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） また、この杉の合板というのは正直言って一般的に出回ってはいないので、合板工場に聞いたらつくっているようです。ただ、制約がありまして、輸送賃がある程度まとまったやつでないと輸送ができないとか、単価が高いのだとか、そんなような状況です。私は、まず値段は値段でいいのですが、問題は取りつけてからびどったり、べこべこしたら批判をこうむるのは設置した業者だと思うのですよ。だから、それまでまだ私が一度も使ったことないので、建設組合のほうからこの杉の合板という私のほうにあったのですから、聞いてくれということでしたので、指示があったとすればやっぱり使わなければならないだろうということで今質問したわけですので。そういうことであれば今までどおりの、それは今まで使って大丈夫な、参議院の選挙なんかで長い期間のやつでも大丈夫ですので、それで一応見積もりはしています。

もう一つ、これに関連して、ポスターの設置場所、何カ所で今決まっているのでしょうか。

委員長（土門治明君） 本宮総務課長。

総務課長（本宮茂樹君） お答えを申し上げます。

投票区の見直しを今回から18から7カ所にという形になります。したがって、このポスター掲示場の設置の箇所数については、公職選挙法で定められたいわゆる面積、それから有権者数等の要件によりまして箇所数が決められてございます。これまで131カ所から61カ所という法定数になります。

委員長（土門治明君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） 了解しました。この件はこれで終わります。

また、もう一点、先ほど2番議員から質問があった老人クラブの補助の件です。その件で、私からはちょっと視点を変えて質問しますが、私は実際老人クラブの会長も4年やりましたので、ある程度その実態はわかりますが、今どんどん、どんどんクラブが減ってきたというこの要素は1つやっぱり先ほど2番議員がおっしゃったとおり会長なる人がいないと。その会長は何で嫌なのでしょうかということ、結果的には決算書、それを今福祉センターから提出を義務づけられておるので、その決算書の作成が、やっぱり金銭的なものありますので、合わないとかこれやっぱりだめと言われるものですから、この決算書づくりが一番の弊害になっているようです。あとはその会をまとめていく会長はいるのだらうと思います。ただ、やはり80歳超えてお酒なんか飲んだ会合なんかやれば、その後実際何円までぴちっと合わせるような決算というのは、これは非常に困難だらうと思います。それが第1点だようです。あと私は、その金額が非常にやっぱり1人に何百円の補助なのです、年間。そうすると、まず1つは、昔からあるとおり死に金と生き金とあります。それは皆さん、課長さんも聞いたことあると思うのですが、今この老人にかかわるやっぱり医療費というのは年々上がってきています。この間六日町の老人クラブで体

操、酒田のほうから来たのか、何か指導員が来て4回、5回かな、4回やっていました。前の全国の議長会長やった大谷さんも今それには欠かさないで来て、1回来て大体1時間ぐらいやっています。私も1回だけ参加しましたが、非常に笑い声が絶えない時間で、1時間いろんな体操を女性指導員が来てやっています。その会合には例えばミカン2つ出てきた人に上げるとか、老人会でそういうようなお茶を出したり、少しのお茶菓子程度でやったりやっています。私、今これからまず皆さんに予算をつけてもらえるよう皆さんに質問したいのは、やはり医者に行く時間を忘れて体操の時間に来ていただくほうがずっと健康で、またお金もかからないのだろうと思います。だから、やはりそういう会合なくしてうちへ黙っているとどうあれば医者に行くかとかとなれると思うので、やはりこの年寄りの本当の健康は生活習慣をちゃんとする事だと思っております。その生活習慣をちゃんとするにはやはりある程度の皆さんが集まって、やっぱり集まれば寒いときはストーブも必要だし、お茶とか、ちょこっとしたぐらいのやっぱり援助があればですよ、皆さんそんな1時間の体操でほほ笑いながらやって、やっぱり時間的には2時間、3時間そこで時間つぶすわけです。だから、私はそういうこれから老人のやっぱり生活習慣をやっぱり支えていくのも、お金だけではないのですが、やっぱりゼロではやっていけないと思うのです。やっぱりストーブも必要、暑くなれば扇風機だとかいろんなの必要ですので、それから飲み物、冷たい飲み物とか、やっぱりそういうような、その体操の先生もやっぱり水は、飲み物はちゃんととってと言っています。だから、そういうやはり各集落に公民館あるわけですから、そういうところでやっぱりもっと老人から活動していただいて健康な状態を、また体だけではない、精神的な面でもそういうやっぱりまちづくり大事ではないかと思うのです。そういうことで、十何万円多いとかではなくして、これまだ千円単位の希望ですので、私はやっぱりその辺はある程度、いろんなイベントで200万円、300万円使うのも結構ですが、大事な大事なやっぱり遊佐町の老人ですので、我々もだんだんそういう部類に、あと私も入っていますが、やはり生活習慣を変えられるようなそういう集会をちゃんとできるようなやっぱり援助だけはお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員長（土門治明君） 東海林健康福祉課長。

健康福祉課長（東海林和夫君） お答えいたします。

委員今おっしゃいました中で、いわゆる健康教室等々の健康づくりと申しますか、そのような部門につきましては従来ご案内のように健康教室やらあるいは保健師の訪問含めてやってきている経過はあるわけですが、その辺のところはさらに事業内容等を洗い直しまして、より改善できるものがあればといったようなことについては逐次検証していきたいというふうに思います。

それから、やはりクラブ数なり会員数のこの減少傾向というのは、これはちょっと誤解を恐れないで言えば時代背景、それから年齢構成等々含めて、まず今移り変わりの時期の中で、別にあきらめの気持ちで言っているわけではないのですが、ある一定の全国的な傾向の中でもございますし、なかなかこれを簡単に押しとどめるということは難しい時期でもあるのかなという認識はしてございます。

それと、それからやはり老人クラブ活動といいますが基本的には自主活動でありますから、これはより今日的にはそれこそまちづくり協会ということで4月からは新たにスタートもするわけですが、より地域的な課題をどうしていくのかというふうなところでの各地区ごとの議論の仕方あるいはもみ方、試行錯誤というのもまたその中で追及していただければありがたいかなというふうにも思います。

それと、なかなか要するに単価を上げる、上げないという、そういう金額のことでございますが、これは少し調査はいたしますけれども、当然単位老人クラブ、名称はいろいろありますけれども、そこで会費の徴収の仕方あるいは活動内容、これもやはり当然50以上あれば町内の中でも先進的なクラブと、それから何とか組織は維持しているといえますか、そういうのはあろうかと思っておりますので、その辺のところはまた改めて連合会の役員の方々と協議しながら少し検討をしてみたいと、このように思います。

委員長（土門治明君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） ありがとうございます。

私は、まず今六日町の老人、高砂会も体操を今やって、四、五回で多分4,000円ぐらいお金いただいているようです。ただではなくて少しいただいているのですが、1回800円か、500円か800円でその、今大体25名ぐらい集まっているのですよ、1回。この5回だけはやるということで、ずっと1週間単位かやってきたのです。そんなことで、非常に今好評です。皆さん喜んでます。だから、私はやっぱり六日町だけでなく各老人クラブ、また各集落の公民館あるわけですから、そのようなことをやって、やはり病気のこと少しでも忘れていただくことが、やっぱり医療費も小さくなるわけだし、やっぱりそういううっぷんを晴らすことによってまた健康にもなりますので、前の町長はぴんぴんころりと言っていました、そこまではいかなくともやはり元気で余り長く世話がないで行くのが一番いいのだそうですが、そのように皆各地域の老人がやっぱり元気になることも、ゲートボールは盛ん、グラウンドゴルフは盛んですが、また冬期間になるとそれができないものですから、冬期間ぐらいはやっぱり体操教室でもやって。それがとってもユニークなのですよ、教え来る先生が。私が見るとちょっとあほらしいところもあるのだけれども、やはりみんなで、女性も皆絡みますので、皆さん笑っているやっています。そういうことで、これからやっぱり広げてもらえれば非常にありがたいなと思います。ひとつよろしく願います。

委員長（土門治明君） 時田町長。

町長（時田博機君） 老人クラブは、本当は当初は昨年、21年度よりも22年度は予算はプラスにしたつもりだったのですが、結果的に年度末を見据えての減額という形でいくとクラブ数の減という形でやむを得ない事実が、現実として老人クラブの脱会がふえているということが現実でございます。ただ、今年に入ってから、実は蕨岡のあのまちづくり協会長さんと町の老人クラブ連合会長さんが連名で地域に老人クラブを復活させませんかという地域に便りを出していただくことになっていると伺っています。そんな形で、やっぱり地域で誘い合って、それがその町全体に広がって行って、またその老人クラブの活動、団体がふえていく、そして23年度は実は新しいまちづくり組織というのですか、みずからまずやりましようやという形のまちづくりセンターを中心にした活動の中で、そんなお誘いをしてくれているところも始まっているということありますので、ご紹介させていただきながら、議員の皆様からもそんなお誘いあるのだよということをしつかり地域にまた戻って、これ逆に言うと地域の皆さんにも伝えていただければありがたいと思っています。

以上です。

委員長（土門治明君） 12番、那須良太委員。

12番（那須良太君） よろしくまたお願いいたしまして質問を終わります。ありがとうございました。

委員長（土門治明君） これで12番、那須良太委員の質問は終了いたします。

ほかに質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

委員長（土門治明君） ないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

続いて、討論を行います。

（「なし」の声あり）

委員長（土門治明君） ないようですので、これをもって討論を終了いたします。

お諮りいたします。本特別委員会に審査を付託された議第2号 平成22年度遊佐町一般会計補正予算（第10号）、議第3号 平成22年度遊佐町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）、議第4号 平成22年度遊佐町簡易水道特別会計補正予算（第3号）、議第5号 平成22年度遊佐町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）、議第6号 平成22年度遊佐町地域集落排水事業特別会計補正予算（第2号）、議第7号 平成22年度遊佐町介護保険特別会計補正予算（第3号）、議第8号 平成22年度遊佐町水道事業会計補正予算（第2号）以上7議案についてこれを原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決しました。

それでは、本会議に報告する案文作成のため、恒例によりまして各常任委員会及び議会運営委員会の正副委員長は直ちに委員会室にお集まり願います。

案文作成が終了するまで休憩いたします。

（午後1時31分）

休

憩

委員長（土門治明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時）

委員長（土門治明君） 報告文の案文ができましたので、事務局長をして朗読いたさせます。

金野議会事務局長。

局長（金野周悦君） 報告書案文を朗読。

委員長（土門治明君） 本特別委員会の審査の結果につきましては、ただいま局長朗読のとおり本会議に報告することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声多数）

委員長（土門治明君） ご異議なしと認めます。

よって、局長朗読のとおり本会議に報告することに決しました。

これをもって補正予算審査特別委員会を閉会いたします。

ご協力まことにありがとうございました。

(午後2時03分)

遊佐町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名し提出します。

平成23年3月3日

遊佐町議会議長 高 橋 信 幸 殿

補正予算審査特別委員会委員長 土 門 治 明